

社会福祉法人 慶徳会 令和6（2024）年度 事業報告

1. はじめに

令和6年度は、引き続き世界情勢が緊張を高める中、10月末に行われた総選挙の結果、衆議院議員の構成も様変わりとなり、また、再選された米国大統領が打ち出す新政策に、世界中が大きな影響を受け、混乱が続いております。

慶徳会と致しましては、世の中がどのように変わるとも適切に福祉事業を運営できるような環境整備が行われますよう期待しつつ、法人理念に沿った事業の達成に向け努めてまいりました。

法人の課題につきましては、益々増大しております人材確保難が継続する中で、施設の改修ニーズが増加し、費用の捻出に苦慮する上に、コストパッケインフレを含めた物価高が法人経営を非常に圧迫してまいりました。

年度当初から、これらの課題に対し、人材確保の強化については、十分に機能していないホームページのリニューアルに向けて作業を進めることを初め、さらに幅広く、広報ツールの開発を行い、人材確保に多大の影響をもつ労働条件につきましては、物価高への考慮にも意を用いるとともに、国の施策に上乗せする形で全職員の待遇を改善し、契約職員につきましても、大阪府の最低賃金の改正に際して、これを上回る時給額の改定を行いました。

ご利用者の生活環境及び職員の就労環境の改善に向けたICTの活用・拡大についても取り組みを進め、法人全体のIT環境強化のために無線LAN環境の構築及びネットワーク機器の更新作業を完了し、適用対象を拡大して利便性の向上に努めました。

施設改修につきましては、建設業界を巡る厳しい情勢を踏まえ、改めて整備方針を見直し・確認する中で計画的執行に努めました。

また、物価高に対しましても、引き続き購入方法について一層の工夫と節減を推進致しました。

4月に実施された介護報酬等の改定につきましては、改定内容を精査分析し、訪問介護については、特定事業所加算を継続して取得できるように管理者を初め、実務者間で算定要件の充足状況を定期的にチェックし、デイサービスについては、認知症加算の取得について、主治医やご家族とも情報共有しながら算定根拠を明確にし、適正に運用できるように取り組むなど、制度の有効な活用に努めましたが、一部未達成の加算につきましては、引き続き、達成に向けて取り組みを進めます。

令和3年度の介護報酬改定時に義務付けられました

- ④ 「感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して訪問型サービス等の提供を受けられるよう、サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画」の策定
- ⑤ 「感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置、感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の策定並びに職員に対する「感染症の予防及びまん延

の防止のための研修・訓練」の実施

- ◎ 「虐待を防止するための対策を検討する委員会」の設置、「虐待の防止のための指針」の策定、「虐待防止のための職員に対する研修」の実施及び「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者」の設置

以上3点の課題につきましては、同5年度末までに順次策定致しましたので指針またはマニュアルに沿って適切に執行致しました。

事業取り組みと致しましては、子どもの家では、20歳以上の在園生や退所した卒園生が活用できる「児童自立生活援助事業」を同年4月から開始し、また、茨木市のプロポーザル事業に応募し、引き続き常清の里において、「豊川・郡山・彩都西地域包括支援センター」に名称変更して同事業を受託し、「西河原福祉・交流センター」の両事業について、引き続き運営または指定管理者としての指定を受けました。

経営状況につきましては、子どもの家の措置費が大幅に増額改定されましたが、他の事業所では、介護報酬の改定が行われたものの、ご利用者減等による収益減や物価の高騰や修繕費の増などによりまして、直接処遇サービスを提供する事業所の内、常清の里で、約▲1,532万円、見付山めぐみの里約▲773万円等、7事業所で赤字決算となりました。

なお、令和6年1月末から6月にかけて、能登半島地震被災地の福祉施設に、慶徳会として介護職員等を延べ70名の派遣を行うとともに、職員有志及び法人として義援金を届けました。

令和6年度に重点的に実施した事業の概要につきましては、次のとおりです。

2. 安全・安心のサービス提供

(1) 感染症対策

令和6年度は6月と12月に慶徳会感染対策委員会を開催して法人各事業所の感染状況や対策を検証の上、情報共有を行い、基本的な感染対策の再確認を行いました。

また、新型コロナウイルス以外にもマイコプラズマ肺炎やインフルエンザの流行が懸念される中、感染が疑われる場合や発生時に速やかに対応できる体制を整えるため、各事業所の施設長や感染対策委員会委員と連携し、感染予防及び感染拡大防止に取り組みました。

11月には、希望されるご利用者及び職員計281名のインフルエンザワクチン接種、12月にはご利用者88名に対しコロナワクチン接種を行いました。

年明けの2月に入り、法人内高齢者施設でコロナウイルス感染症、感染性胃腸炎が流行しましたが、事業所ごとに発生状況及び感染対応一覧表を作成し、速やかに情報共有、状況把握、迅速な対応できるよう努めました。(別紙1：新型コロナ陽性者等調べ)

加えて、慶徳会感染対策委員が現場視察を行い、対策について協議し、初期対応と職員への周知の重要性について申し合せを行いました。

(2) 感染症や災害が発生した場合の業務継続の取り組み

「慶徳会感染症の予防及びまん延防止並びに業務継続のための指針」に基づき、ゾーニ

ングや陰圧装置の活用、換気の徹底など環境面での整備を強化することで感染拡大を防ぐとともに診療所医師や近隣医療機関と連携し迅速な対応を行った結果、ご利用者の状態悪化を防止し、サービスを安全かつ継続的に提供しました。

また、改めて、感染拡大や自然大災害に備えて感染対策物品の備蓄状況の点検・補充を行い、感染症対応力の向上に努めました。

一方、「災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、サービス提供を継続的に実施するための業務継続計画」につきましては、慶徳会の全サービス事業所において、令和6年3月20日に策定した「災害対策・業務継続マニュアル」に沿って、建物等の安全点検、備蓄品の整備・確認、夜間を想定した職員への緊急連絡や消防本部への通報及び年2回の避難訓練や適宜の研修を実施するなど、適切に業務を執行しました。

(3) 「マニュアル」等に基づく虐待防止の取り組み

令和6年度から、虐待防止の取組みが全サービス事業所で義務化されましたが、慶徳会では「しみず」が令和元年度から「しみず虐待防止委員会」を、高齢者事業所が同4年度から「養介護事業所等虐待防止委員会」をそれぞれ設置し、「しみず」が令和6年12月10日、高齢事業所が同7年1月22日に委員会を開催し、事業所ごとに実施した「虐待チェックリスト」の集計及び分析の結果から「介護現場で抱えている課題」を明確にし、不適切なかかわり方や言葉遣い等について確認しながら、ケアプランに沿った支援を適切に実施できる体制を継続しております。

(4) 環境整備

必要に応じて改修や整備を進めることはもとより、生活環境改善優先の方針を継続し、真華苑では、全居室の照明器具及び厨房エアコンの入替工事を実施しました。

また、浴室付近の漏水については、給湯管移設工事を実施しましたが、長期の漏水の影響で、浴室に近い1階居室数室及び廊下、壁面が腐食しているため早急に改修工事を行う必要があります。

常清の里では、施設・設備の老朽化対策として、かねてから大規模修繕の検討を進めてまいりましたが、工事費の急激な上昇に加え、大阪万博の建設による人材不足の影響も大きいので、閉幕後の令和7年度下期以降、緊急性の高い工事から優先的に実施することとし、老朽化に伴うキュービクル設備更新について、一部部品供給が終了するのに伴い、同年度中に実施する予定で検討を進めました。

また、事前に外壁修繕関係の壁面タイル補修に係る破損等確認検査方法について複数提案を受けておりますが、提案内容によって、費用に大きな差があるので、費用対効果を見極め実施する予定で進めております。

春菊苑では、電動式移動用リフトを整備し、常清の里でも整備を検討中です。

3. 令和6年度介護報酬等改定にかかる取組み

令和6年度は、介護保険及び障がい福祉サービスに加えて診療報酬（6月施行）のトリプル改定が行われました。

改定率としては、介護サービス全体で1.59%（介護職員の処遇改善分0.98%・その他の改定率0.61%）、改定率の外枠として、光熱水費の基準費用額の増額による增收効果等として0.45%相当、合計2.04%（慶徳会介護事業所全体では、2.4%）の増額改定になりました。

しかしながら、特養の改定2.8%、ショート1.1%等増額部分がある一方で、訪問介護の基本報酬は▲2.4%の減額改定でしたので、改定内容を精査分析し、訪問介護については、特定事業所加算を継続して取得できるように管理者を初め、実務者間で算定要件の充足状況を定期的にチェックし、デイサービスについては、認知症加算の取得について、主治医やご家族とも情報共有しながら算定根拠を明確にし、適正に運用できるように取り組むなど、制度の有効な活用に努めました。

一方、障がい福祉サービスでは、改定率は全体で1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）（「しみず」全体で4.7%、ただし、生活介護は▲2.6%）となっており、生活介護では、新たな加算の取得に向けて、必要な人員配置、書類の整備、また行政による運営指導の際の加算要件確認状況を他事業所から情報収集しながら検証を重ねた結果、同7年4月に加算取得申請し、5月から算定を開始致します。

診療報酬の改定率は全体では0.88%の増額改定でしたが、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化により▲0.25%の減額改定があり、これまで法人内診療所で算定していた「特定疾患指導管理料（月2回）」について内科以外の診療時にも算定が可能でしたが、今改定から主病名の記載が必要になり内科診療のみでしか算定できなくなったことに加えて処方箋料の加算も算定できなくなり、診療所運営上、非常に厳しい減額改定になったことなどにより、前年度比約362万円の減収になりました。

なお、医師の確保ができず、長らく休診となっていた精神科診療も7月から新医師をお迎えしましたので、診療体制の更なる充実を進めながら、ご利用者及び職員の健康管理のために積極的に診療所を活用してまいります。

4. 児童養護施設の家庭的養護機能の拡充

令和5年度に国が策定した「次期都道府県社会的養育推進計画策定要領」に沿って、[同](#)6年度に大阪府の「社会的養育推進計画」が策定されました。

里親等への委託、社会的養護自立支援の推進や施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能変換に向けた取り組み等が重点項目になっていますので、その内容の把握に努め、対策を検討致します。

子どもの家の中長期計画である「家庭的養護推進計画」の後期に入りました。後期では本体施設のオールユニット化（4カ所）の完了を予定しており、すでにユニット整備をしている他施設の見学を重ね、参考資料等を集めております。

また、大阪府とは本体施設の小規模化・オールユニット化に向けて協議を行い、同7年4

月1日から本体施設の定員を33名から30名に変更しました。

中長期計画で示した多機能化については、里親業務全般及び社会的養護自立支援を重点項目として取り組んでおり、その一環として20歳以上の在園生や退所した卒園生が活用できる「児童自立生活援助事業」を同7年4月から開始致します。

3カ所の小規模施設においては、家庭的で子ども達の自主性や主体性を尊重するとともに、個別性を大切にする生活の保障に取り組んでおります。

5. 光華苑創立70周年記念事業の実施

(1) 記念行事の開催

光華苑は、昭和29(1954)年10月に養老施設(養老院)「慶徳寺光華寮」として認可を受け、その後制定された老人福祉法に基づく「養護老人ホーム光華苑」への位置付けを経て、創立70周年を迎えました。

10月23日に節目の年を寿ぐ記念行事として「創立70周年を祝う会」を開催致しました。祝う会には、日頃からご縁の深い方々のご出席をお願いしようと考えておりましたが、未だコロナ感染が収まりを見せない中、残念ながら、規模を縮小して開催致しました。

祝う会は、苑の来し方を振り返るスライドショーで幕を開け、苑のご利用者と職員が登場する「光華苑の日常風景動画」、職員のハンドベル演奏の披露、そして趣向を凝らしたお食事を楽しんで頂きました。

これまで支えて下さった皆様に感謝を申し上げるとともに、改めて創設者のご意思と法人の理念を再確認する機会になりました。

また、「苑記念小史」の発行につきましては、早期に準備委員会を発足し、作成に向けて計画的に進めてまいります。

(2) 苑の環境整備

記念事業の一環として、ご利用者の生活環境の改善とともに、職員が働きやすい職場環境に整備するため、今後年次計画で以下の改善に取り組むこととし、現在、設計見積を依頼中です。

- ・ 居室のリフォーム(壁紙クロス、カーテン、扉、照明)
- ・ 館内廊下の床・壁・天井の塗装及び貼り替え
- ・ 廊下の手すり取替え
- ・ 浴室のリフォーム
- ・ 正面玄関の改修(塗装、ドア入替)
- ・ Wi-Fi環境の整備(ICT機器の有効活用・強化)
- ・ ふれあいの森の防犯柵設置
- ・ 廚房内の段差解消
- ・ トイレウォシュレット設置
- ・ 1階事務所の改修

(3) 今後の運営方針策定

措置元である行政機関のスタンスとして、介護保険優先等による措置控えもあって、入居者数が定員を下回る事態が継続し、安定運営に苦慮している中、光華苑の保護措置費について、茨木市から過誤請求（「特定施設入居者生活介護」の指定に伴う人件費上乗せ分が、「特定施設入居者生活介護」廃止後も継続となっていたこと）について指摘を受け令和5年度分約940万円の減額精算を行いました。

このことにより、さらに厳しい運営を強いられることを踏まえ、「法人内運営改善委員会」を開催し検討の結果、次のとおり取り組むことを確認しました。

- ① これまで以上に併設の春菊苑との一体的運営に力点を置き、適切かつ効果的職員の兼務体制の促進
- ② ICT機器の積極的導入により効率的な職員配置の実現
- ③ 茨木市に対して、保護措置費単価の改定（消費税増税時未改定分含む）の継続的要望
- ④ 安定した事業運営ができるよう制度・運営上の課題について、引き続き大阪府社協老人施設部会養護分科会等で十分検討を加えつつ、行政機関との協議促進
- ⑤ 養護老人ホームとしての存在意義及びあり方を確認しつつ、経営上の観点からの事業継続の可否や定員規模の縮小あるいは特養への転換等も含めて、行政の意向も確認しながら法人内で慎重に検討を進めます。

6. 人材確保の取り組み

(1) 募集ツールの拡大

人材難が引き続き継続している中、令和7年3月までに老人施設部会三島ブロック、児童施設部会北摂ブロックの就職フェア及び民間求人業者「関西ぱど」主催の就職フェアに参加致しました。

また、教育機関やハローワーク、人材紹介会社等へのアプローチ、ホームページ、紙媒体、口コミ等可能な限りの取り組みを進めるとともに、新たな募集ツールとして、株式会社リクルート社の「リクナビ2024」の利用を開始（採用1名）致しました。

一方、事業所説明会を12回（36名参加）、採用試験を15回（18名受験）実施し、採用内定者は全職種で任用替えも含め、13名となっております。

また、年度内における外国籍職員の採用実績はありませんでしたが、令和8年度卒業予定4名、同9年度卒業予定1名の方について専門学校と連携して介護福祉士資格取得に向けた修学を支援し、外国籍職員の採用についても拡大に努めています。

(2) 法人ホームページの有効利用

現在の法人ホームページで職員募集に関して十分に機能していないことを踏まえて、就職フェアや求人サイトからホームページに繋げる仕組みや法人の現状をリアルタイムに紹介のできるSNS（ブログ・ツイッター・フェイスブック等）に繋げる仕組みも含めたホームページのリニューアル及び近年普及が著しいスマートホン等の移動式機器

からもアクセスしやすい仕組みの整備について、「DX検討委員会広報チーム」での協議を経て業者委託し、当初7月スタートを目指しておりましたが、事業内容も多岐に渡ることもあり、デザイン仕様の決定に時間がかかり大幅に遅れることになりました。現在、概ね骨格が決定しましたので、順次、事業所ページを作成し、改めて新年度の早期オープンに向けて取り組んでおります。

法人機関紙「華」は、迅速に作業を進めるために担当者を拡大し、必要な機器を購入して、新編集体制による編集・発行業務が円滑に進みつつあります。

(3) 人材育成

平成27年7月に法人が制定した「職員体系研修計画」及びそれぞれの事業所が策定した計画に沿った研修を計画的に開催し、職員のスキルアップ、モチベーションアップに繋げました。

茨木市から受託の「生活支援サービス従事者養成研修」につきましては、年間2回開催とし、前期は18名、後期は13名の参加を得て開催致しました。

人材育成事業として外部の方も対象とし9月から「介護職員初任者研修」及び4月から介護福祉士資格取得に向けて実施する「介護職員実務者研修」をそれぞれ開催、「介護職員初任者研修」には2名、「介護職員実務者研修」には5名の参加がありました。

(4) 職員の処遇改善

① 給与の改定

ア. 期末勤勉手当等の増額

近時の物価上昇等を勘案して、前年に続き、契約職員を含めた全職員を対象に、年末手当支給時等に特別手当3万円（正規常勤職員の場合）を支給するとともに、同7年3月支給の年度末手当を0.1カ月分増額致しました。

イ. 初任給調整手当の大幅改定

卒業見込み者等若手職員確保を強化するため、同7年4月1日から初任給調整手当を8,000～21,000円増額し、大学卒介護福祉士の月々決まって支給する給与を253,080円、同介護職員250,080円等に改定致しました。（児童養護職については、給料表の改正等により大学卒初任給の月々決まって支給する給与が21,875円増額しますので、初任給調整手当は現行月額12,000円を同6年4月から同2,000円に改定致しました。）

ウ. 介護職員等の処遇改善

介護保険適用事業所等の介護職員等に対する同6年2月及び6月実施の国の介護職員等の給与改善に基づき、介護正職員の処遇改善手当月額を6,600円（正規生活支援員は、6,800円）増額改定するとともに、年度末期末勤勉手当に6,000円を加算致しました。

併せて、契約介護職員の時給額を20円～40円（契約生活支援員は、30円～50円）増額するとともに、介護保険適用事業所以外の他の職員も含めて、全職員対

象に一定の増額改定を行いました。

エ. 児童養護施設処遇職員等の処遇改善等

児童養護施設に交付される措置費の改定等に伴い、同6年4月1日に遡及して児童養護職給料表を国の福祉職俸給表に準じて全面改正し、給料月額を平均21,625円、9.8%増額するとともに児童養護業務手当を平均月額5,418円増額し、同一律13,000円等に改定致します。

併せて、契約職員については、同7年4月1日から児童養護施設業務加算時給額を新設し、50円以内の額を加算することができるよう改めます。

オ. 最低賃金改正に伴う契約職員の時給額の改定

大阪府の最低賃金の改正に伴い、契約職員の時給額を1,120円以上に改定し、資格・経歴・夜間ローテーション加算額を10円～50円増額改定するとともに、在職者調整を行いました。

② 勤務成績をより反映する昇給制度の検討

定例的になりますがちな定期昇給制度を初め、現行の昇給制度が勤務実態にそぐわない面がありますので、同6年4月1日から給料表下位各級の上位号給数見直し（号給数減）を行い、同7年4月1日から一般職給料表の1級から3級の複数級を統合致します。

また、勤務姿勢・成績をより適切に反映させ、職員のモチベーションを高める勤務評定制度について、現行制度の中で運用上の一定の改善を行いましたが、制度改正を含めて引き続き検討を加えてまいります。

③ 勤務日数・勤務時間の見直し

近年の働き方改革の一環として、政府が閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針2021」に盛り込まれた「選択制週休3日制」（一日の勤務時間を増やす代わりに、休日を増やす）については、職員にとりまして、自由な時間が増えることなどから、人員不足解消につながるものとして期待されておりますので、法人として制度導入の可否について引き続き研究を進めてまいります。

④ カスタマーハラスメントへの対応指針の制定

カスタマーハラスメントから職員を守り、全ての職員が気持ち良く働ける環境を提供することを目的に、令和7年4月にカスタマーハラスメントへの対応指針を制定致します。

⑤ 被災地派遣職員への処遇

前年度に引き続き、同6年元日に発生した能登半島地震被災地の石川県羽咋市の社会福祉法人弘和会が運営する『たきの一ほ一む福の神』及び『たきの一ほ一む風和里』に、5月13日から6月7日の間に、法人職員延べ日数14日（実人数2人：前年度から通算で延日数70日（実人数12人）の派遣を行いました。

派遣職員には、特別手当として介護業務1日につき2,000円、食費については1日当たり3,000円、防寒対策用品等の雑費として5,000円をそれぞれ支給致しました。

7. 運営改善の取り組み

(1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

① DX推進計画の策定

福祉サービス事業所におけるDX化の目的は、事業環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、ご利用者や社会のニーズを基に、サービス提供方法を変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、事業所文化・風土を変革し、選ばれる事業所としての優位性を確立することにあります。

とりわけ、介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボット・ICT等のテクノロジーの導入等によって、ケアの質の確保及び職員の業務負担の軽減に資する介護現場の生産性向上を推進していくことが重要です。

テクノロジーの導入につきましては、これまでも、地域医療介護総合確保基金等（基金等）を活用した導入支援等もあって、導入件数は増加傾向にあります。

慶徳会と致しましては、慶徳会DX推進委員会（推進委員会）を設置して、これまで基金等を活用しながら、順次DX化を進めておりますが、近未来の情勢を見極めながら、令和6年度中に、情報の適切管理を踏まえて「慶徳会DX推進計画」を策定すべく意見交換を行いました。

② 当面のICT導入計画

ICT導入につきましては、同3年度から「大阪府ICT導入支援事業補助金」を活用し事業所ごとにWi-Fi環境を整備しながら、順次ICT機器を導入しケアの質の向上と職場環境の充実を進めているところですが、同6年度は、小規模3センターにおいて「タブレット」及び「通信型バイタル測定機器」を導入し、併せてWi-Fi環境の整備も完了致しました。iPadを使用し、非接触測定器とのデータ連動により手書きやPC入力業務を省力化し、ご利用者支援の充実につながりました。

並行して、法人全体のIT環境強化のために無線LAN環境の構築及びネットワーク機器の更新作業を完了し、今後も適用対象を拡大して利便性を向上させるとともに、情報漏洩・不正アクセスを防ぐ対策もしっかりと講じた上、継続して次の取り組みを進めます。

- ・ Wi-Fi環境整備、インカム導入拡大
- ・ 国保連合会を介した「ケアプランデータ連携システム」導入活用するための研究
- ・ 車両の効率的運用（共同管理）のため、送迎管理システムの導入及びエコカーへの転換推進
- ・ 電子決裁システムの導入検討
- ・ 電子カルテの導入及びレセプトコンピューターとの連携
- ・ 介護支援及び見守り・コミュニケーション等日常生活支援等多種の業務介護ロボットの活用
- ・ 介護ソフトへの利用状況即時の入力タブレット端末活用

- ・ 法人研修システム導入
- ・ 災害時における職員間の連絡ツール共有化
- ・ A Iによる議事録等の作成
- ・ 介護請求ソフトで作成した請求書・領収書データをスマホへ送付しペーパーレスで確認ができる WEB サービス導入検討

(2) 安定経営に向けた事業の見直し

① 真華苑の新運営改善計画の策定

苑に対する公的支援の大幅削減に加え、要支援・要介護認定を受けたご利用者が8割強を占めるに伴う介護職員の加配等により収支が悪化したため、経営改善に向けて同4年度から「運営改善計画」を策定し、利用者の安定的確保に向けて、近隣市町村の病院や地域包括支援センター等への積極的な働きかけや訪問面談等を継続して実施した結果、上半期の入居率は100%となりましたが、下半期は長期入院等による退苑者が多かったため、入居率が97.3%に減少しました。

引き続き関係機関との連携を強化するとともに、府内全域を対象にアウトリーチ型の入居促進を実践し、空床期間を極力少なくするよう鋭意工夫してまいります。

また、物価高騰対策として「生活費」の改定及び適正な人員配置に見合う「事務費」の増額について、大阪府に要望を継続した結果、8月に増額改定はありましたが、十分なものとは言えません。

一方、国からは、引き続きセーフティネット的役割を果たすよう求められていますので、一層の人事費負担の抑制、根本的な入所基準の見直しを含めて検討するため、改めて「運営改善委員会」を設置し、法人としての軽費老人ホームの役割も含めて検討を加えた結果、ご利用者には極力法人内の介護サービス事業所を利用して頂くこととし、これにより、法人全体として収益増につながることでもあり、介護サービス事業所との連携を一層強化することを確認致しました。

併せて、軽費分科会を通じて「大規模修繕補助金」の復活を要望するとともに、低所得者対策として事務費階層区分の細分化（特に年収100万円以下）と介護保険事業所の介護職員に対する処遇改善措置費について、軽費老人ホームの介護職員にも適用するよう粘り強く働きかけてまいります。

② 法人内3デイサービス事業のあり方及び体制についての検討

常清の里及び西河原デイサービスセンターの利用状況の低迷が継続する中で、改めて静華苑を含めた3デイサービスセンターの今後の在り方等について検討致しました。

西河原につきましては、令和7年度以降も引き続き事業継続をすることとなりましたので、改めて積極的な営業活動を進めましたところ、同6年度下半期から新規のご利用者が増加し、わずかながら回復の兆しが見てまいりました。

また、常清の里においては、特養との兼務体制を構築し、業務の効率化を進め

てまいりましたが、さらに通所介護計画書を含めた関係書類の作成手順や管理体制等の平準化の必要性が生じたので、同7年2月から静華苑の副主任及び生活相談員が常清の里との兼務をし、体制整備を進めました。

加えて、同6年4月からの制度改正で認められた共同送迎の体制整備を3センター間で一部実施致しましたが、その拡充に向けて送迎ソフトの導入の検討や効果的な送迎体制のあり方の検討を積極的に行っていっているところです。

(3) 経費節減

物価上昇への対応について、公定価格である多くの福祉事業では、容易に価格転嫁ができませんので、近年の急激な物価上昇に極めて苦慮しております。

令和5年度においては、利用料金が契約制の春菊荘や見付山めぐみの里等の利用料金を改定しました。

また、同6年度の介護報酬改定の中で基準費用額（居住費）が改定されましたが十分とは言えませんので、これまで以上に経費の節減に努める必要があります。

① 光熱水費

電力供給については、新電力への切り替えで、同5年度は、法人8事業所で総額、年間約910万円・30%の削減効果がありましたので、現電力会社の供給を継続し、適時、「関電固定価格」への切り替え検討することとしていますが、本年度は、特に夏場の記録的な猛暑や長引く冬場の長期低温等の影響による使用量及び電力市場取引価格の上昇により、電気料金は前年度比約1,186万円・51.2%と大幅に増加し、削減効果は約94万円・2.6%（前年度比、約▲816万円）に止まりました。

② 物品購入方法

建物メンテナンスの費用や事業所間で特に使用度の高い消耗品について一括見積もり合わせの上、発注することとし、害虫駆除委託業務について発注方法を、寝具のリース料についての見積合わせ対象業者を、それぞれ見直しました。

また、物価上昇が著しいので、適宜、価格及び取扱業者を見直してまいります。

③ 事業所車両の共同管理

法人所有車両の有効活用と事業所間の送迎シェアを進めるため、使用状況等の情報を共有し、関係職員による協議を進めます。

④ 効果的な兼務体制等の構築

法人内事業所間を含め、可能な限り兼務体制の構築に努めていますが、併せて、事業所ごとに実施している研修及び諸会議等について、法人研修の活用及び複数事業所の共同開催に向けて、常清の里では、苑内での共同化と併せ、西河原福祉交流センターの研修との共同化に試験的に取り組みました。

⑤ 人材募集・採用費用の節減

人材募集・採用費用について仲介手数料等の負担が多額になっており、これまで事業所ごとに実施していた募集を、法人で取りまとめて契約し、共同掲載するなど効率化に取り組みました。

⑥ コンピュータソフトライセンスの効率的活用

「ほのぼのソフト」ライセンスについて、定期的にパソコンの稼働状況等を点検し事業所間でパソコンを入れ替えるなど効率化に取り組みました。

⑦ 食事提供にかかる課題の改善

法人内各事業所の食事提供方法は、自園調理、クックチル方式、冷凍食材の活用並びに調理委託業者によるなど事業所により異なっており、現在の食事提供方法となって8年余が経過し、一定の評価を頂いていますが、課題も少なくありませんので、引き続き食事供給手法等の見直しを進めました。

当面の大きな課題は、食材費物価高騰への対応で、慶徳会の食用米購入業者である「日本プライス株式会社」から令和6年以降、相次いで値上げの申し入れがあり4月納品分からは（358円→630円/kg・76%増）となりましたが米価の相場、品質そして配送サービス、その他について総合的に勘案した結果、同社との取引継続を止む無しと判断しました。なお、事業所の状況に応じて3月中に一定の備蓄米を購入致しました。

一方、自園調理施設の子どもの家と真華苑においては新しい食材納品業者の開拓や特に値上げ幅が大きい乾物食品の「まとめ購入」や業務スーパーなどで直接購入するなどを取り入れるとともに、食材費の動向を継続的に注視していくこととしました。

また、クックチル食材と冷凍の調理済み食材を併用している見付山地区の事業所においては事業所栄養士を中心として予定食数と発注書の誤差ができるかぎり縮小できるよう見極めながら発注するよう取り組んでいます。

また、年に数回は栄養士と調理担当者による自園調理を取り入れるなどメニューに変化をもたせ、ご利用者に喜んで頂いております。

そして、常清の里では調理委託業者「日清医療食品」との食事会議で協議し、「新・食事サービス」として調理済食材を活用した取り組みを開始致しました。

新サービスは、盛り付け後の調理済食材を専用の加熱機器に入れ、大量調理マニュアルに沿った温度設定のもと、機器の温度を上げて提供するもので、これによりメニューの内容の偏りも防げ、一人あたりの量、そして栄養価等も適切でご利用者からも一定の評価をいただいており、従来の提供方法と並行して継続してまいります。

以上のとおり、それぞれの事業所で、改善に向けた取り組みを進めていますが、職種に捉われず食事提供に携われる体制づくりが重要と考えております。

今後も法人事業所における食事提供上の課題解決に向けて、一つずつ丁寧に取り組んでまいります。

8. 相談体制強化による機能充実

茨木・中条地域包括支援センターがエリア型から圏域型センターに移行し2年が経過

しましたが、引き続き圏域型の機能を十全に発揮できるよう努めました。

また令和 6 年度の制度改革に伴い、介護支援専門員一人当たりの担当件数が引き上げられたことで、居宅介護支援機能及び相談機能体制の拡充につながるよう鋭意努力しましたが、その成果は十分とは言えず、改めて生産性の向上及び業務効率化につながる具体的取り組み内容について会議等で十全に確認しつつ進めているところです。

9. 公益性・公共性の拡充

平成 28 年の社会福祉法の改正により、「地域における公益的取組み」が社会福祉法人の責務として法制化されました。

創立以来慶徳会は、社会福祉法人の使命として当然に果たすべきものとして公益的取組みに力を注ぎ、法改正を契機として改めてその意義について認識を深めつつ、取組みの推進に努めました。令和 6 年度の実績は、別紙 2 のとおりです。

10. ローズハイツ茨木の運営

令和 6 年度における入居率は、月平均 64.5 室・93.5%（昨年度 60.9 室・88.3%）と改善傾向にあり、3 月の実績では 68 室・98.6%となりました。

引き続き、退去後の早急な入居者ニーズにあった和室の洋室化、ユニットバスへの改修工事等を行い、高入居率が維持できるように管理会社と緊密に連携をとりながら PR 等の対応に努めます。

11. 「しみず」民事訴訟への対応

平成 31 年 3 月の「しみず」ご利用者の死亡事故にかかる刑事裁判につきましては、令和 4 年 3 月に被告職員の無罪判決が確定しましたが、同 5 年 5 月に遺族から民事訴訟が提訴され、同 7 年 5 月までに 15 回の公判が開かれました。

この間、原告側からは、刑事事件のやり直しのような内容の主張がなされ、これに対して被告側から専門医の所見を含めて文書で複数回の反論書面の提出などを行い、次回公判は、7 月 24 日で、「弁論準備期日」として、裁判所が原告・被告双方の論点整理をした「主張対照表」等を基に補足する事項等について双方の主張が行われる予定です。

一方、無罪判決を受けた職員につきましては、刑事裁判の判決以後、体調が優れず、現在に至るも自宅療養が継続し、労災の認定を受けております。

12. 令和 6 年度 決算の状況

法人全体の収益（収入）は、子どもの家の措置費改定等により前年同期比約 2,249 万円、静華苑ヘルパー事業の過誤給付額返還終了等により、同約 4,791 万円各増となる一方、利用者減等により常清の里、同約▲1,503 万円、しみず同約▲564 万円、西河原同約▲398 万円、見付山めぐみの里同約▲376 万円、茨木老人ホーム診療所同約▲362 万円減等により、全体で約 5,501 万円・2.8% 増の約 20 億 5,472 万円で、2 年ぶりに 20 億円超の最高額となりました。

一方、費用（支出）につきましては、法人全体で、前年同期比約5,332万円増の約20億1,170万円、経常増減差額につきましては、同約175万円増の約5,287万円（当期活動増減差額は、同約1,504万円増の約4,809万円）となり、常清の里の約▲1,532万円、見付山めぐみの里約▲773万円、小規模多機能センター約▲659万円、しみず約▲450万円、真華苑約▲407万円等、直接処遇サービス提供の7事業所（合算）で赤字決算となりました。

なお、子どもの家の措置費改定による令和6年度分の人件費（概算1,530万円）の執行は、同7年度の費用として執行する予定と致しております。